

社会福祉法人桜美会緊急時対策マニュアル

第1章 総則

(目的)

このマニュアルは、社会福祉法人桜美会（以下、本法人）における全ての職員が火災、地震、風水害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応または予防するために必要な事項を定めて、入所児童・保護者・職員の生命および健康を守ることを目的とする。

(危機の定義と摘要)

本法人における、火災、地震、風水害、不審者、感染症において、入所児童および職員に対して安全を脅かす事象を対象とする。

その範囲は、本法人のすべての職員に対して、施設および敷地の内外、管理の有無および時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合はすべての入所児童を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

(危機管理における指揮権)

1. 危機発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者または代行者を日常から選任しておく。
選任された者はこの規定を基準に、児童・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。
2. 基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者で園運営管理規程第4条に定められている職務者を指し、順位としては次の各号通りとする。
 - ① 園長・事務長
 - ② 副園長
 - ③ 主任保育士
 - ④ 副主任保育士
 - ⑤ 専門リーダー
 - ⑥ 職務分野別リーダー
 - ⑦ 担任保育士・看護師・調理員・用務員
3. 指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、本マニュアルを規範に的確な指示を職員に伝えるものとする。

第2章 地震発生時における予防と対応

(予防)

保育園で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人および園児が身につけるためのものであり、そのためにはいつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておく。

● 避難訓練実施計画

- ① 緊急避難訓練を実施する。(園児・保育士が地震時の一時避難場所への移動など)
- ② 安全確認訓練を実施する。(保育士が園児の人数確認やケガの確認をする。)
- ③ 避難経路を確認する。
- ④ 非常持ち出し品を確実に準備する。
- ⑤ 地震発生時における各職員の役割分担を確認する。

● 保護者への事前連絡

- ① 保護者へは、事前に緊急時における保育園の対応および避難先を周知する。
- ② 保護者には毎年4月に緊急連絡・引き渡しカードに必要事項を記入してもらい、保育園において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

● 施設設備の点検等

- ① 地震時に転倒しやすい家具・家電製品・備品などが転倒防止処置されているか点検する。
- ② 地震後に万一出火した際に備え、消火器の位置を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し、使用できるようにする。
- ③ 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ④ 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備を行う。
- ⑤ 保育士は日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもものの行動特性をしっかりと把握する。

(大地震発生時の対応)

● 園舎内(遊び・食事・午睡)で地震が起きた場合

- ① 各担当保育士は、ロッカーやピアノ・窓ガラス、その他倒れやすいものから園児を遠ざけて、園児を集める。
- ② 各担当保育士は、園児が安心できるような言葉をかけるとともに、だんごむしの姿勢をとる・机の下に隠れる・布団等を被る等の指示をして身の安全を確保させ、揺れが収まるまで様子を見る。
- ③ 各担当保育士は、園児が眠っているときは、落下物から身を守る対応を行う。(毛布・布団等を利用する。)

- ④ 職員は、できるだけ速やかに戸やサッシ等を開け、避難口を確保する。
- ⑤ 揺れが収まったら、園庭へ一時避難をし、全園児と職員の安全と人数確認を行い、園長または代理者へ報告する。
- ⑥ 園児・職員は、指示があるまで園庭で座って待機する。施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ⑦ 初期消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内および近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

●園庭で地震が起きた場合

- ① 園庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央に集まって座り、揺れの収まりを待つ。
- ② 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③ プールでは、すばやく水から上げ、安全な場所に移動し、揺れの収まりを待つ。その後、タオルや衣類を確保し、身体を包むようにする。
- ④ どの場面でも揺れが収まったら、担当保育士は、速やかに園児の安全確認と人数確認を行い、指示があるまで園庭で一時待機すること。

●園外保育（散歩）で地震が起きた場合

- ① 揺れを感じたら、直ちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、だんごむしの姿勢で身の安全を確保する。その後、速やかに人数確認をする。
- ② 切れた電線には絶対に触らないように園児に注意する。
- ③ ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラス、その他落下・転倒物に注意する。
- ④ 携帯電話で保育園に連絡をし、状況を報告する。必要な場合は、保育園に応援を要請する。どうしても連絡がつかない場合は、担当保育士・園児は近くの安全な場所で待機する。
- ⑤ 全員が無事で自力で戻れるようならば、十分に安全を確認しながら、保育園に戻る。

●園外保育（遠足等）で地震が起きた場合【移動手段：園バス・公共交通機関】

- ① ≪事前調査≫地震が発生した場合に備え、目的地周辺の安全な場所を確認しておく。
- ② ≪園外保育中≫園児の安全確保を第一に考え、落ち着いて行動する。
- ③ ≪園外保育中≫園外活動は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて保育園に状況報告をするとともに行動指示を仰ぐ。

- ④ ≪園外保育中・移動中≫周囲の被災状況等の情報収集をしながら保育園に戻る。道路の寸断・停電による鉄道の不通等で保育園への帰還が困難と判断される場合は、近隣の安全な場所に移動して待機する。万一、保育園との連絡が取れない場合は、現場の指揮権者の判断で行動する。

● 園児の引き渡しについて

大地震が起きた場合、保育園は園児を速やかに保護者へ引き渡す。引き渡しの際は、保護者が緊急連絡・引き渡しカードに「引き取り保護者名」「続柄」を記入する。職員は「引き渡し日時」「引き渡し職員名」「特記事項」を記入した上で、園児を保護者へ引き渡すこと。※両親・祖父母以外の代理人による引き取りの場合は、免許証等で本人確認を行うが、状況によっては引き渡しを拒否する。

● 残留園児の保護について

災害の状況により保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保育園は保護者が引き取りに来るまで原則24時間園児を保護する。その際、長時間の停電・断水といった保育園での保護が難しいと判断される状況にあっては、行政の設置した避難場所へ移動する。

- ① 避難場所へ移動する際は、園長または代理者は避難先を一斉メール送信で保護者に連絡するとともに、玄関や正門に避難先を掲示すること。
- ② 園児を保護するために必要な水・食糧は、行政の防災体制が機能するまでの間は、保育園の備蓄品のできる限り対応する。

震災発生からの時間別対応表（保育園待機できる場合）

	避難誘導・救護係	情報伝達・指示係	初動消火係
発 災	<p>◆誘導（主に保育士） 園児の安全を確保する。 園庭に避難させる。 一時避難完了後、情報伝達係に人数・負傷者有無の報告をする。</p> <p>◆救護（主に看護師） 救急用品を確保する。 負傷者の応急処置をする。 救護スペースを確保する。 情報伝達係へ報告する。</p>	<p>◆確認（主に園長） 全館放送で震災を周知させる。 火気の状態を確認する。 非常持ち出し品の確認をする。 各保育室からの状況報告を受け、安全と人数の確認をする。 一斉メールにて状況を保護者に連絡するとともにお迎えを依頼する。</p>	<p>◆初動対応（調理員） 火の元を閉じる。 出火の際は、周囲に知らせる。初期消火を行う。</p>

1 時間 6 時間 23 時間	園児を安全な場所で待機させ、保護者へ引き渡す。 残留園児を安全な環境で保護する。	施設の安全点検。 園周辺の状況確認。 テレビ・ラジオ等による情報収集。 職員の役割分担、指揮権を確認。 避難所への経路を確認。	施設の安全点検。 状況を情報伝達係へ報告
1 日	園児とともに避難場所へ移動する。	避難場所へ移動する際の人員・移動手段を確保する。 状況により職員を帰宅させる。	
3 日	保育園再開に向けての組織作りをする。 職員の被災状況の確認と確保 保育室の安全確認－使用できる状況か、危険箇所はないか 給食の再開検討－調理設備に異常がないか、委託業者が業務を再開できるか 応急給食の必要性を判断する。臨時的な献立を検討する。 一斉メールにて保護者へ保育園再開の連絡をする。		

第3章 火災時における予防と対応

(事前の環境整備)

- 避難訓練実施計画
 - ① 避難誘導訓練を実施する。(避難経路の確認)
 - ② 消火訓練を実施する。(初期消火・消火器の使い方)
 - ③ 通報訓練を実施する。(火災通報装置)
 - ④ 火災発生時における各職員の役割分担を確認する。
- 保護者への事前連絡
 - ① 保護者へ事前に緊急時における保育園の対応および避難先を周知する。
 - ② 保護者には毎年4月に緊急連絡・引き渡しカードに必要事項を記入してもらい、保育園において非常持ち出しができるよう整理集約をする。
- 施設設備の点検等
 - ① 出火元となりやすい調理器具・電化製品・ガス器具・コンセント等の正しい使用法の習得および正常に作動しているかの点検をする。
 - ② 万一の出火に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を周知する。
 - ③ 避難経路に障害物がないことを常に確認する。
 - ④ 火元責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備を行う。
 - ⑤ 保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもたちの行動特性をしっかりと把握する。

(火災発生時の手順)

- 発生時の基本的な流れ

火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 初期消火 → 避難誘導

- 保育中に火災が発生した場合
 - ① 火災を発生を発見したら(第一発見者)、大きな声で周りの職員に知らせる。
 - ② 知らせを受けた職員は、速やかに園長および他の職員に火災の発生を知らせる。
 - ③ 第一発見者および知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
 - ④ 各職員は、園長または代理者の指示に従い無駄なく的確に行動する。

- ⑤ 消防署への通報。
- ⑥ 子どもの避難誘導。(園児の人数確認・負傷者の確認)
- ⑦ 落ち着いて行動することを心掛け、子どもに動揺を与えないように努める。
- ⑧ 安全な場所まで避難が完了したら、再度、人数確認・負傷者の確認をし、園長または代理者へ報告する。
- ⑨ 状況により一斉メールにて保護者へ連絡し、園児の引き渡しを行う。
- ⑩ 火災により翌日以降の保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し、今後の対応を協議する。

第4章 その他の自然災害における対応と予防

(台風接近時の対応)

小山市に台風接近による暴風警報・暴風特別警報・大雨警報・大雨特別警報が発令され、保育の実施に危険が及ぶと判断される場合は、保護者へ連絡した上で、次の通りに対応する。

状況	対応方法
警報が開園前に発令された場合	解除されるまで開園を見合わせ。
警報が午前7:00以降(保育中)に発令された場合	速やかに園児のお迎えをお願いする。
午前7:00以前に発令された警報が途中で解除された場合	解除された時間以降に平常保育とする。

(風水害及び台風時の対応)

- 保育園で保育中に風水害及び台風が発生した場合
 - ① 強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるよう配慮する。
 - ② 風で飛ばされるような玩具や備品等を点検し、撤去する。
 - ③ 漏水や破損を発見したら、速やかに園長へ報告する。
 - ④ 午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝よう配慮する。
 - ⑤ 停電の可能性も視野に入れ、懐中電灯等の準備を行う。
- 風水害等により施設に被害が出た場合
 - ① 園児の安全を最優先に被害のない箇所にて保育を行い、できるだけ早いお迎えを保護者に依頼する。
 - ② 翌日以降の保育園の業務については、園長が速やかに判断し、保護者と職員へ連絡する。
- 残留園児の保護について

災害の状況により保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保育園は保護者が引き取りに来るまで原則24時間園児を保護する。その際、長時間の停電・断水といった保育園での保護が難しいと判断される状況にあっては、行政の設置した避難場所へ移動する。

 - ① 避難場所へ移動する際は、園長または代理者は避難先を一斉メール送信で保護者に連絡するとともに、玄関や正門に避難先を掲示すること。
 - ② 園児を保護するために必要な水・食糧は、行政の防災体制が機能するまでの間は、保育園の備蓄品でできる限り対応する。

(記録的短時間大雨等による洪水時の避難対応)

- 避難準備情報が発令された場合
 - ① 原則として避難準備情報の発表を保護者に連絡し、園児の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、園児は保育園で預かる。
 - ② 保育園の安全について確認し、避難勧告前でも危険と判断した場合は、指定された避難所へ移動する。その際、保護者へ避難場所（羽川小学校）への迎えを要請する。
- 避難勧告・避難指示が発令された場合
 - ① 避難を開始する。
 - ② 保護者に連絡し、避難所への迎えを要請する。
 - ③ 迎えが来ていない園児は、避難所で保育を継続する。

(大雪時の対応)

- 保育開始前に降雪がある場合
 - ① 出勤前の職員は、テレビ・ラジオ等で情報を把握し、早めの出勤を心掛ける。
 - ② 公共交通機関を利用する職員で交通機関が不通となった場合は、速やかに保育園へ連絡を入れ、別の手段で出勤できるよう努力する。
- 保育園で保育中に降雪がある場合
 - ① 幹線道路の渋滞や公共交通機関の不通が予想される場合は、できるだけ早いお迎えを保護者に要請する。
- 残留園児の保護について

災害の状況により保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保育園は保護者が引き取りに来るまで原則24時間園児を保護する。その際、長時間の停電・断水といった保育園での保護が難しいと判断される状況にあっては、行政の設置した避難場所へ移動する。

 - ③ 避難場所へ移動する際は、園長または代理者は避難先を一斉メール送信で保護者に連絡するとともに、玄関や正門に避難先を掲示すること。
 - ④ 園児を保護するために必要な水・食糧は、行政の防災体制が機能するまでの間は、保育園の備蓄品でできる限り対応する。

第5章 不審者における対応と予防

(予防)

- 職員に対する指導と訓練
 - ① 保育園の安全管理について、職員会議で定期的に取り上げるなど、職員間の情報交換や共通理解を図る。
 - ② 職員に対して、次のような事項に関する指導と訓練を反復して行う。
 - I 防犯を意識した日頃からの対応
 - II 不審者の対応方法
 - III 安否確認と関係者・関係機関への連絡
 - IV 緊急通報（警察・救急）の要領
- 避難訓練の実施
 - ① 被害発生時に混乱することなく、スムーズに避難できるよう、園児を含めて避難訓練を反復して行う。
 - ② 避難にあたって、パニックを防止するため、予め次に上げる措置を講じておく。
 - I 避難計画を立て、関係者全員に周知し、それに基づいて訓練を行い、改善点が見られたらその都度修正を行う。
 - II 避難経路を明確にしておく。
 - III 不審者対応の第一の行動は、催涙スプレー・さすまたを用いた不審者制圧であることを常に意識した訓練を行う。
- 防犯情報の収集

小山市安全安心情報メールに登録し、常時防犯情報を取得できるようにしておく。
- 来訪者のチェック
 - ① 出入口は正門のみと決め、常時、来訪者をカメラで確認し、インターホンで対応する。
 - ② 不審者かどうか判断できない場合は、催涙スプレーを携帯した上で、十分に用心して門扉越しに対応する。
 - ③ 明らかに不審者の場合は、速やかに警察逆信用電話機にて通報する。

第6章 感染症における対応と予防

(予 防)

2012年厚生労働省により示された「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症対策を行う。

● 日常の清掃

園舎内はこまめに清掃を行い、園内の環境整備に努める。トイレ清掃やおもちゃの消毒には、ピューラックス（次亜塩素酸ナトリウム）を使用するほか、給食・おやつ時には、アルコール除菌液にて、テーブルや手を除菌する。園児が口にしやすいおもちゃは、毎日消毒する。また、月に1度、専門業者による園内の除菌噴霧を行う。

● 保育環境の整備

感染症が流行する冬季は、各保育室に加湿空気清浄機を設置し、湿度管理にも注意を払う。

● 園児の健康管理

登園時の健康観察をはじめ、保護者からの伝言メモを確認し、職員間で情報を共有する。

● 手洗い・咳エチケットの徹底

食前・食後、トイレ後、外出後の手洗いはもとより、生活の節目で流水による手洗いを行う。手拭きタオルは個人別のタオルまたはペーパータオルを使用する。また、正しい手洗いの方法や咳エチケットの指導も行う。

● おむつ交換

おむつ交換の際は、使い捨て手袋を使用し、おしり拭きには使い捨てタオルを使用する。また、保護者に個人別のおしりマット持参を依頼する。

● 嘔吐処理

嘔吐への迅速な対応ができるよう、各保育室に嘔吐処理セットを準備する。また、嘔吐発生後安全かつ速やかに嘔吐物を処理できるよう、処理方法を周知する。嘔吐物がついた衣服については、感染拡大を防ぐため保育園で洗濯せず、袋に密閉した上で保護者に返却する。

● 職員の知識・情報の共有化

研修を通じて、職員全体で本マニュアルの理解を進めるとともに、感染症対応のスキルを習得する。また感染症が発生・流行した際には、園全体で情報を共有する。

● 職員の健康管理

① 職員全員を対象とした健康診断を毎年実施する。

- ② サルモネラ・赤痢菌の細菌検査を対象職員に毎月実施する。
- ③ 抗体検査を対象職員に適時実施する。

(学校伝染病の種類)

● 学校伝染病第1種〔法定伝染病〕

※法定の隔離期間が必要である。

猩紅熱・ジフテリア・コレラ・赤痢・腸チフス・パラチフス・痘瘡
 発疹チスス・ペスト・流行性脳脊髄膜炎・日本脳炎

● 学校伝染病第2種

次の感染症を罹患した場合は、保育園に知らせること。治癒後の登園には、意見書が必要となる。

病気の種類	潜伏期	感染期間	出席停止期間 ※学校保健法第20条
インフルエンザ	1～3日	発症後3～4日	解熱後2日を経過するまで
百日咳	1～2週	カタル期～4週間	特有の咳が消失するまで
麻疹	9～12日	発疹前5日～ 後3～4日	解熱後3日経過するまで
ポリオ	1～3週	発病後咽頭1週間 便数週間	急性期の主要症状が消退するまで
ウイルス性肝炎A型	15～45日	発黄前後1週間	主要症状が消退するまで
ウイルス性肝炎B型	2～3月	長期間	主要症状が消退するまで
ウイルス性肝炎C型	2～4月	長期間	主要症状が消退するまで
流行性耳下腺炎	2～4週	腫脹前7日～ 後9日	耳下腺の膨張が消失するまで
風疹	2～3週	発疹前7日～ 後7日	発疹が消失するまで
水痘	10～20日	発疹前日～か皮完	すべての発疹がか皮下するまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	5～7日	咽頭2週間 便4週間	主要症状が消退した後2日を経過するまで

● 学校伝染病第 3 種

次の感染症に罹患した場合は、保育園に知らせること。治癒後の登園には、登園届が必要となる。

病気の種類	潜伏期	感染期間	出席停止期間 ※学校保健法第 20 条
ヘルパンギーナ	2～5 日	咽頭 1～2 週間 便 3～5 週間	病状で判断
手足口病	3～7 日	咽頭 1～2 週間 便 3～5 週間	病状で判断
伝染性紅斑 (りんご病)	7～10 日 発疹 18 日	風邪症状期・発疹期 には感染なし	病状で判断
溶連菌感染症	2～7 日	治療開始後 1～2 日	治療開始後 3 日間 主要症状消失まで
マイコプラズマ肺炎	7～21 日	発病前 1 週間～ 後 1～3 か月	病状で判断
伝染性膿か疹 (とびひ)	1～2 日	病変持続期間	病状で判断
突発性発疹症		発病後 3～4 日	病状で判断
結核	4～6 週間	排菌のある期間	少なくとも排菌がなくなるまで
流行性角結膜炎	4～7 日	発病後 2～3 週間	発病後 2～3 週間
急性出血性結膜炎	1 日	発病後 4～5 日	発病後 4～5 日
感染性胃腸炎 (腸感冒)		発病後 4～5 日	症状がほとんど消失するまで